

第1章

計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

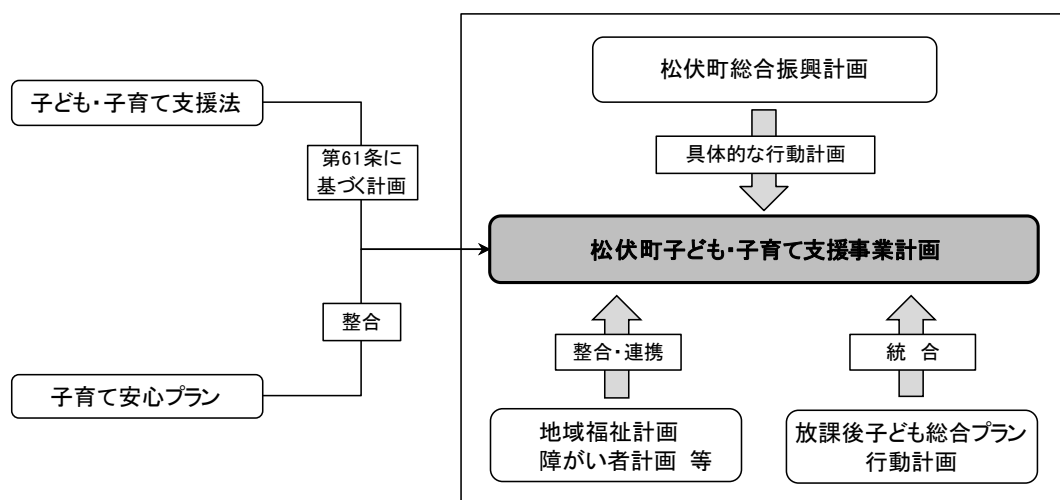
「子ども・子育て支援法」(平成27年4月施行)は、少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

この目的を達成するため、すべての子どもや子育て家庭に対する支援を行い、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの成長と発達を保証します。また、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し役割を果たすことが必要です。

松伏町においては、『松伏町次世代育成支援地域行動計画』(平成17～26年度)の一部を継承して『松伏町第1期子ども・子育て支援事業計画』(平成27～31年度)を策定し取り組みを進めてまいりました。本計画はその成果を踏まえ、質の高い教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の更なる充実を図ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。最上位計画である松伏町総合振興計画をはじめ、地域福祉計画、障がい者計画等との調和を図ります。また、保育の受け皿の拡充と保育の質の確保を両輪とする「子育て安心プラン」との整合性の確保を図るとともに、今期計画より「松伏町放課後子ども総合プラン行動計画」を統合して施策を継承します。



3. 計画の対象

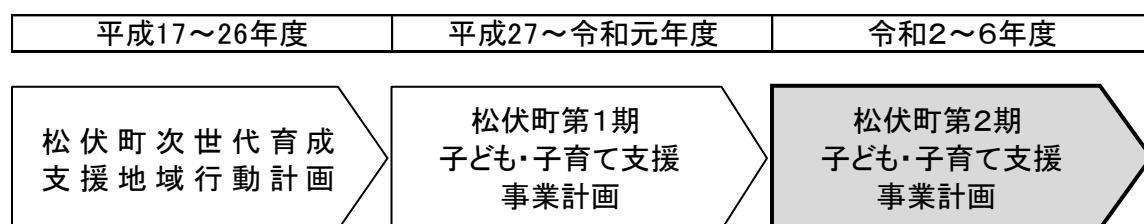
「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園を通じた保育機能の確保、それらの施設の利用者支援や地域子育て支援拠点などの「地域子ども・子育て支援事業」の充実を図ることで、未就学児童とその家庭を支援するものです。

また、就学児童を対象とした放課後児童クラブが「地域子ども・子育て支援事業」に含まれており、学校教育との連携・接続にも配慮されます。

4. 計画の期間

計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度の5年間とします。また、状況の変化により、必要に応じて見直します。



5. 策定体制

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「松伏町子ども・子育て支援審議会」にて委員の意見を聴取して策定します。

同審議会では、松伏町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について調査審議します。

■調査審議の内容

- ① 特定教育・保育施設（保育所（園）、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ② 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときに関する事項を処理すること。
- ④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。